

秋田県告示第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る次の指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

令和7年4月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター

- 2 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所の所在地を変更する。

名 称	変更前	変更後
大阪事務所	大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号	大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号

- 3 変更しようとする年月日

令和7年4月30日